

辻泰弘 国会ニュース

つじやすひろ Kokkai News 2002年9月5日 NO. 20

決算委員会で国会質問第13弾！ 財政、税制、雇用、無年金障害者対策を質す！！



暑かった夏のほてりが、余熱としてまだ肌に感じられる今日この頃、いかがお過ごしでしょうか。残暑お見舞い申し上げます。

さて、7月末で閉会した国会ではありますが、閉会中審査を常としている参議院決算委員会は、8月8日から本格的活動を開始しました。

他の委員会には法案審議があり、所管の省庁が委員会の開催や審議の促進のための強力な推進役となる訳ですが、決算委員会は既に終わった事柄を扱う場であり、省庁にとっては「過去」をほじくられ、追及されるばかりで、「何のプラスもない」ため、いつも後回しにされ、結果として、国会の会期が終了してから、省庁の面々に嫌がられながら審議を行うこととなっているのが現状です。

8月8日は、6時間コースで、平成11、12年度決算に対する全般的質疑を行いました。

決算の全般的質疑は、予算委員会などでテレビによく出てくる第一委員会室で行われ、財務大臣をはじめ、総理を除く全大臣に対する質問ができる「花形っぼい」質疑の場です。

私、辻泰弘にとっては、同時に複数の大臣の出席を要求し、所管が複数の省庁にまたがるテーマについて、それぞれの大臣の見解を問うことができる形式での初めての質問でした。

そのため、「いつも以上に張り切って」準備に励み、財政、税制、雇用対策、労働債権、無年金障害者対策など、当面する政策課題に関して政府の方針を質しました。

翌日の日本経済新聞には、税制改革に関する記事が、辻泰弘の名前入りで掲載され、経済専門紙への「華麗なるデビュー」を果たすことができました。

一方、読売新聞、毎日新聞には、無年金障害者問題に関する記事が掲載されたものの、それが辻泰弘の質問に対してだ、とは書いてくれなかったのです。誠に残念！ 誠に無念！

みなさあーん。みんなで新聞社に抗議に出かけようではありませんか！ 全員集合！！

以下、8月8日の財務大臣、法務大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣、厚生労働大臣に対する質疑の概要をご報告します。（質問時間50分）

◆来年度予算の編成方針について

辻 泰弘 来年度予算で、一般歳出を実質的に今年度以下に抑制する、との意味は。

尾辻 財務副大臣

これまで特別会計で経理していた印刷局などの会計を、独立行政法人化に伴い、一般会計へ移行させると、歳出・歳入が同額ずつ膨れるが、実質的な増加ではない。そのような場合を意味している。

辻 泰弘 来年度予算の方針では、「国債発行額の30兆円からの乖離を極力抑制」とした。財政は弾力的に対応すべきもので、この方針は常識的だ。昨年「小泉政権の崩壊につながる」とまで言った「30兆円枠の厳守」は、かたくな過ぎたのではないか。

塩川 財務大臣

30兆円の倫理観の中に押し込んでいくことにより、財政秩序は維持できた。これまでの努力の効果が、来年度予算編成で出てきた、と評価している。

◆1兆円減税実施の方針について

辻 泰弘 塩川大臣が提唱している「3年減税先行、5年で穴埋め」の1兆円減税の考え方を説明してもらいたい。

塩川 財務大臣 増税と減税をセットにして考えていくが、同時同額では経済刺激効果が薄れる。減税を3年間先行させて、その穴埋めは5年間かけてはかる。増収は、税を広く薄く見直すことで行う。

増減税の差は1兆円程度に収めたい。

辻 泰弘 1兆円減税の大宗は法人関係か。

塩川 財務大臣 経済活性化のための減税。法人税だけでなく、世代間贈与の促進、不動産・株の活発化への配慮も必要だ。

辻 泰弘 経済産業省は日本の法人課税は、国際的に見て高いと考えているか。

平沼 経済産業大臣 累次の改革により、日本の法人税も引き下がり、欧米と比べ遜色ないところまで来ているのは事実。

シンガポールなどで、税率引き下げを行っており、国際的視野での検討が必要。

辻 泰弘 1兆円超の差し引き減税の場合どのような法人減税が必要と考えるか。

平沼 経済産業大臣 試験研究、ITの投資促進、新規創業、ベンチャー支援、産業再編などのための税制が必要だ。

法人税減税は、中長期的に考えるべき。事業税の外形標準課税は、現在の企業の活力では非常に厳しい。

辻 泰弘 経済財政担当大臣としては、日本の法人税率は高いと考えているのか。

竹中 経済財政担当大臣 日本の競争力は低下している。国際競争の環境の中では、日本の法人の実効税負担は高く、それを是正することが必要だと考える。

辻 泰弘 法人税率引き下げが必要か。

竹中 経済財政担当大臣 供給サイドの強化には、法人税率引き下げが本道だが、需要サイドの刺激には、政策減税の方が即効性がある。両者のバランスが重要。

辻 泰弘 1兆円超の減税は、恒久的なものか、時限的なものか。

塩川 財務大臣 準中期的な考え方に立つ。3年ぐらいはもつような態勢で行きたい。3～4年で見直しが必要な時期もあろう。

辻 泰弘 恒久的でないと考えてよいか。

塩川 財務大臣 恒久的なものは非常に難しい。断言するのは、はばかりたい。

◆無年金障害者対策 坂口私案の実現を！

辻 泰弘 無年金障害者対策については、私の要請に応え、坂口厚生労働大臣が骨を折り、8月初めに私案を出された。敬意と感謝を申し上げる。

大臣が官僚に指示しても、役所内でたらい回しにされ結論が出ないとのことだった。

大臣の立場の人が、自分で私案を作って初めて動くこともあることを教えて頂いた。

総額400億円くらい必要となることだが、坂口大臣が非常に熱を込めて取り組まれた対策である。財政状況厳しき折柄だが、予算措置への十分な配慮をお願いしたい。

尾辻財務副大臣 財政上の問題以前に、未納者や未加入者に給付を認めると、納付した人との間に不公平が生ずる。

拠出性という年金制度の基本を否定することになるので、実現は困難だ。

辻 泰弘 そうすげなく言われると、立つ瀬がない。坂口大臣の考えを伺いたい。

坂口 厚生労働大臣 無年金障害者という名前がついているが、年金とかかわりのないところで結論を出すべき問題だ。

日本の年金制度が成熟するまでの移行期に生じた問題であることを認識すべき。

掛金のないところへ給付することは年金制度としてはできない。

しかし、その人たちが現実にいることは事実。政治の場では、そのまま捨てておくことは許し難いことだ。

財政上厳しいときだが、厳しいときであればこそ、分かち合う精神が必要だ。

その方々に手を差し伸べ、しっかり見据えて全てを決着させることが必要。

辻 泰弘 坂口大臣に改めて敬意を表するとともに、大臣の思いも十分くみ取って、対処するよう、財務省に願います。

◆労働債権を租税債権より優位に！

辻 泰弘 現在、倒産時に、労働者への未払いの給与である労働債権の優先順位は、租税債権よりも低位に設定されている。

政府が、「何よりも人を重視する国」を掲げ、努力が報われる社会をめざすという以上、この冷たい法制を見直すべきだ。

森山 法務大臣 現在、法制審議会で、租税債権の優先順位を一定の場合引き下げるとともに、労働債権の優先順位を一部引き上げることを検討している。

この問題を含め、平成15年中には破産法等の改正法案を提出したい。

辻 泰弘 取り組みを一步前進と評価するが、アメリカやフランスでは労働債権が租税債権よりも優遇されている。

労働債権の位置づけを抜本的に見直すべきだ。租税債権を預かる財務省の見解は。

尾辻財務副大臣 法制審議会での審議の状況を見守りたい。

◆雇用対策基本計画の早急な改定を！

辻 泰弘 現行の雇用対策基本計は、もはや時代状況に合わなくなっている。既に失効した「地域改善措置法」に基づきとの表現がある現行計画は、今や政府の計画とは言えないのではないか。

坂口 厚生労働大臣 現行計画の策定時に同法の失効はよくわかっていた。それを前提にして計画はできている。

辻 泰弘 ワークシェアリングについて、計画では雇用創出と労働時間短縮の見地からのとらえ方だったが、現在の課題は多様就業型ワークシェアリングであり、視点が異なってきているのではないか。

坂口 厚生労働大臣 大きく方向性を異にするわけではない。計画の内容をさらに深めていこうということに現在なっている、と理解してもらえれば大変ありがたい。

辻 泰弘 計画で言う「2001年度末までの緊急地域雇用特別交付金の活用」は既に古くなっている。

また、計画では、55歳以上を高年齢層としている。今の常識では、60歳以上が普通。これも時代に合わなくなっている。

雇用対策法により、雇用対策基本計画は、経済計画と調和するものでなければならぬ。そのため、過去、経済計画の改定時には、ほぼ一貫して、雇用計画も新たに策定されている。

政府の経済計画は、今年1月、新たに策定されたが、それは、経済の変動等に適切に対応するため、毎年度改定を行う、ローリングシステムになっている。

それに伴って、雇用計画も毎年見直しがあつていい。その基本方針を持って、雇用対策を行うべきだと考える。

厚生労働省のかたくなさが理解できない。柔軟に考えて、雇用計画の見直しを進めてもらいたい。

雇用計画は10年スパンで、非常に固定的だ。経済計画を所管する立場で、経済財政政策担当大臣は、これをどう見るか。

竹中 経済財政担当大臣 マクロのフレームワークの観点からすると、雇用創出、受給のミスマッチに対する考え方、失業率の長期的な見方など、経済計画と雇用計画とが、そんなに大きくはずれてはいない。マクロ的なそごがあるとは認識していない。

極めて総合的な観点から、厚生労働省において、判断がなされると思っている。

辻 泰弘 過去においては、経済計画の後すぐに雇用対策基本計画ができています。

なぜ、今回、連動させようとしなかったのか。

坂口 厚生労働大臣 現行の雇用計画は、雇用対策に対する骨格、方向性を決めたものだ。

その方向性が現在の経済政策とそごを来すような状況にはなっていない。

ご意見・ご要望等ございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

<兵庫県事務所> TEL078-230-8824 / FAX078-230-8825

<東京事務所> TEL03-3508-8402 / FAX 03-5512-2402